保育所設置·運営者公募要項

令和 2 年 11 月

福岡市こども未来局

目次

第1	募集の趣旨
第2	公募にあたっての注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・1
1 2	公募対象等について ······· 1 応募書類締切等 公募対象小学校区 公募対象者
1 2 3 4 5 6 7 8	公募条件等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4 5	公募に関して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4	設置・運営者の決定等・・・・・・11 設置・運営者の決定時期 設置・運営者の選定方法等 選定における評価項目 結果通知 設置・運営者決定の取り消し等
1	その他 ····································

第1 募集の趣旨

福岡市は、子ども行政を市政の最重要課題の一つと位置づけ、急増する保育需要に対応するため、新設整備や既存施設の増改築などによる保育所の整備を進めております。

安心して生み育てられる環境づくりの実現にむけ、スピード感を持って保育所整備に取り組むため、今回、 新設による保育所の設置・運営者の募集を行います。

第2 公募にあたっての注意事項

施設整備にかかる補助金については、令和3年度の予算案が福岡市議会にて可決された場合に執行が可能となります。可決されなかった場合は、募集の中止や内容を変更する場合があります。

第3 公募対象等について

1 応募書類締切等

(1)土地相談締切

令和 2 年 12 月 18 日(金)午後 5 時まで

申請を希望される場合は、こども未来局事業企画課職員による事前の現地確認を行いますので、必ず事前の土地相談を行ってください。

※相談方法はE-Mail等で構いません。申請予定地の概要等をお知らせください。

(2)事前協議締切

令和3年1月15日(金)午後5時まで

申請を希望される場合は、必ず事前協議にお越しください。

※事前協議に来庁される場合は、事前に電話でご予約をお願いいたします。

(3)提出締切

令和3年1月29日(金)午後5時まで(期限厳守)

※ 例年、締切日近くは混み合いますので、期限に余裕を持って提出してください。 電話予約の上、下記提出先に持参(郵送・FAX・E-Mail等による提出は不可)してください。 なお、応募書類に応募に関する諸条件に適合しない場合や記入の不備等ある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

また、応募書類提出の遅延等に関しては、原因の如何に関わらず福岡市では責任を負いません。

●提出先 福岡市こども未来局子育て支援部事業企画課 担当:認可・整備係

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号(福岡市役所 13 階)

TEL 092-711-4114 FAX 092-733-5718

E-mail jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp

- ※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受付を行いません。
- ※応募書類の受付期間中に応募者がなかった場合はその事実を、また、選定の結果、該当者なしとなった場合にはその事実を、福岡市ホームページで公表することとします。
- ※応募締切までに応募者数が少ない場合は、その事実及び公募を継続する旨を、福岡市ホームページで公表することとします。

2 公募対象 小学校区

以下の地域を対象とします。各小学校区の住所については、下記URLをご参照ください。

(https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/tsuugaku/ed/area/tsugaku.html)

区	小学校区	
東区	照葉北	
中央区	平尾、南当仁、草ヶ江	
南区	塩原、宮竹	
城南区	鳥飼	
早良区	室見、原、高取	

- ※予定地が見つかった場合は、地域への説明の前に必ず「こども未来局事業企画課」に連絡をしてください。
- ※対象小学校区の優先度については、P11「第6 設置・運営者の決定等」をご確認ください。
- ※事前に良好な保育環境を確保できる周辺環境であることを確認してください。
- ※上記の公募対象地以外で予定地がある場合はご相談ください。
- ※申請状況によっては、公募対象の小学校区が変更になる場合があります。

3 公募対象者

下記に該当する法人を対象とします。

- (1)福岡市の保育行政をよく理解し、児童福祉事業に熱意を持ち、積極的に協力いただける方であり、保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した保育所運営ができる法人 (新設予定の社会福祉法人を含む)。
- (2)過去の保育所・地域型保育事業者の公募及び施設整備において不誠実な対応を行うなど、運営者として市が不適当と認める事由を有しない法人。
 - ○社会福祉法人の新設を検討している場合は、社会福祉法をはじめとする関係法令及び「社会福祉法 人の認可について」等各通知内容に留意してください。
 - ○社会福祉法人及び学校法人以外の法人が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」(別添資料参照)の第1-3-(3)①の基準に留意し、応募すること。また、社会福祉法人以外の法人が応募する場合は、同通知の第1-3-(3)②の条件を付すこととします。
 - ※児童福祉施設の廃止または休止に関しては、福岡市の承認が必要となり、運営者の意思のみで 廃止または休止を行うことはできません。

第4 公募条件等について

1 園舎を新築する場合の土地の条件

- (1)保育所用地については、応募者で確保(所有又は賃貸)できること。原則、保育所の設置者が所有権を有していること。ただし、下記の条件を満たしていれば、借地でも可能です。
 - ①原則として地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
 - ②賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下で契約できること。
 - ③安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に賃貸借契約に関する費用 (敷金・仲介手数料等)、開設までの工事期間及び開設後1年間に相当する賃借料を安全性がありかつ換金 性の高い形態(普通・定期預金、国債等)により保有していること。

なお、社会福祉法人以外の者は、上記資金に併せて 1,000 万円(1年間の賃借料が 1,000 万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通・定期預金、国債等)により保有していること。

- ④賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- ※土地に関する一切の費用については、応募者の負担となります。
- ※申し込みの際は購入予定若しくは借地予定でも構いませんが、土地所有者からの売買(貸付)証明書の添付が必要となります。
- (2)保育所用地には、原則として抵当権等の制限物権がついていないこと。

2 賃貸物件を活用する場合の建物の条件

- (1)新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。
- (2)原則として賃借権を設定し、かつこれを登記できること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、賃借 権の登記を行わないこともできます。
 - ①賃貸借期間を10年以上とできること。
 - ②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、または、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合。
- (3)上記1(1)-③及び④の条件を満たすこと。
 - ※但し、新設予定の社会福祉法人については、賃貸物件による保育所の新設は不可です。

【参考別添資料】

- ○不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について
- ○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置 する場合の要件緩和について

3 開所予定時期

原則、令和4年4月1日

4 施設・職員配置等の基準

施設・職員配置等については以下の基準を遵守すること。

(1)施設最低基準

①保育室面積(1人あたりの必要面積)

- ·0~1歳児 3.3 m以上 ·2~5歳児 1.98 m以上
- ※保育室面積の算定については、有効内法面積とします。
- ②屋外遊戯場
- ・2歳以上の児童数1人あたり 3.3 ㎡以上 ※別添「園庭のガイドライン」参照
- ③調乳室、沐浴室・トイレ、調理室 定員に見合う設備及び面積を有していること。

4事務室

職員配置に見合う設備及び面積を有していること。

5医務室

静養できる機能を有すること。事務室との兼用も可。

※建築基準法、消防法、バリアフリー新法、福岡市福祉のまちづくり条例等の関係法令に適合する施設であること。

(2)職員配置最低基準等

①保育士【保育士証を有していること】

- ・0歳児3人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・1~2歳児6人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・3歳児20人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・4~5歳児30人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・標準時間対応保育士として、保育士1人を配置すること。
- ・定員 90 名以下の場合は、更に1人保育士を配置すること。
- ※4人以上の乳児を入所させる保育所においては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って 保育士とみなすことができます。
- ※最低基準上の必要保育士数のうち8割以上は、正規職員を、可能な限り配置できるように努めてください。

(例)定員 120 名の場合

	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計数
年齡別定員数	12	18	20	20	25	25	120
保育士数(※)	4.0	6.3		1. 0	1. 6		13

※年齢毎の保育士の積算は、小数点第2位以下を切り捨てる。

※保育士の合計数は、小数点以下を四捨五入する。

②調理員

- ・定員40人以下の施設については、1人以上配置すること。
- ・定員150人以下の施設については、2人以上配置すること。
- ・定員151人以上の施設については、3人以上配置すること。ただし、その内1名は非常勤職員でも可能。
- ※自園調理室を活用し、調理業務を委託することも可能です。

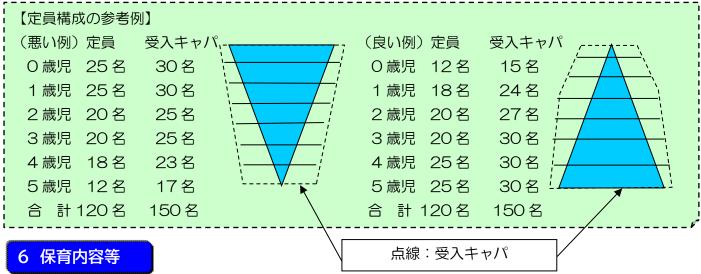
3嘱託医

・嘱託医を配置すること。 ※別添「保育所における調理業務の委託について」参照

5 定員構成

生後3ヶ月経過後~小学校就学前までの全ての児童を受け入れること。

- ※ただし、進級時の児童の受入を確保できる定員構成にしてください。
- ※福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例基準を遵守した上であれば、定員以上の受け入れも可能ですので、各歳児別の定員に対して、余裕のある計画とすることができます。



/1\88=Cn+88

(1)開所時間

通常…午前7時から午後6時まで

夜間保育を実施する場合…午前11時から午後10時まで

(2)開所日と休所日

開所日…月曜日~土曜日

休所日…日曜日、祝日、12月29日~1月3日

(3)保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づいた保育をおこなうこと。

(4)特別保育

就労形態の多様化や環境の変化に伴い、保育所で求められる役割はますます大きくなっています。こうしたニーズに対応するため、市では特別保育事業の実施に積極的に取り組んでいます。

下記①~③の特別保育事業については必ず実施してください。

④ については、必須ではありませんが、積極的に取り組んでください。

①さぽ~と保育(特別支援保育)事業

障がいや発達の遅れがある児童、医療的ケアを必要とする児童に対して特別な支援を行うサービス。 ※医療的ケアを必要とする児童へのサービスは必須ではありませんが、積極的に実施してください。

②延長(2時間以上)保育事業

就労形態の多様化に対応するため、開所時間を延長するサービスです。地域に応じてニーズが異なるため、実施時間については市と協議の上、計画していただきます。利用児童がいない場合でも開設から5年間は2時間以上の延長保育を行ってください。

- ・2時間延長保育…午後8時まで・3時間延長保育…午後9時まで・4時間延長保育…午後10時まで
- ・夜間延長保育…夜間保育所の開所時間(11:00~22:00)の前後に4時間延長を行う保育サービス。 午前7時から 11 時までと、午後 10 時から深夜2時までの開所になります。

③一時保育事業

保育を必要としない児童を一時的に預かるサービスです。保育室等に余裕がある場合などには取り組んでいただきます。

4休日保育事業

認可保育所等の休所日に行う保育サービスです。市内の公立保育所及び認可保育所等に入所する全ての児童が対象となります。地域性等を踏まえ、実施を検討してください。

7 給食の実施

自園にて調理を行うこと(自園調理室活用による調理業務の委託も可能です)

8 資金計画

保育所の設置にあたり、P3で示している条件に加え、下記資金が必要となります。

(1)運営資金について

保育所設置認可の際に、保育所を運営するための資金を普通預金、当座預金等により保有していること(保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する額等)。

(2)建設経費等について

①建設経費等の助成

※今後、国の補助要綱等が変更になれば、変更となる可能性があります。

園舎を新築する場合

保育所を新築する場合の交付金等の補助制度は、全ての法人が対象となります。

- ※保育所用地の購入、整地等に関する補助制度はありません。
- ※補助金の金額については、別添参考資料をご参照ください。
- ※補助金額等については、令和2年度保育所等整備交付金交付要綱に基づいています。

賃貸物件を改修する場合

既存施設を改修して保育所を新設する場合の補助制度は、全ての法人 が対象となります。

※補助金の金額は、事業費(工事費、設計監理費、備品購入費)の3/4となります。

ただし、事業費の上限額は定員 20~59 人の施設については 3,200 万円、定員 60 人以上の施設については 6,000 万円であり、上限を超えた金額は全額法人負担となります。

※補助金額等については、令和2年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づいています。

②建設経費等の借入を行う場合

事業遂行に影響がない返済計画であること。また、初年度返済相当額を普通預金、当座預金等により保有していること。

9 地域への説明

※地域への説明の前に、必ず「こども未来局事業企画課」に連絡をしてください。

保育所の整備及び開設後の運営を円滑に進めるためには、地域の理解と協力が必要になりますので、 地域に対する説明を必ず行ってください。

なお、地域には、公募に応募する旨**(応募段階で、選定されない場合がある)**及び、設置・運営計画の概要(*1)について、原則として近隣住民等(*2)に応募法人が資料を渡して説明してください。説明方法は面談を原則としますが、複数回訪問しても面談できない場合は(*1)の内容を記載した資料を配布してください。

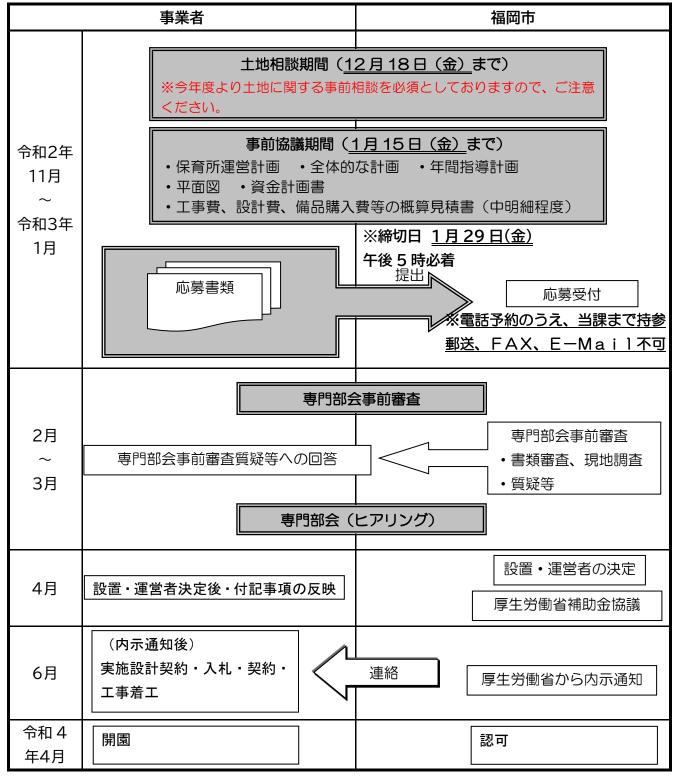
- *1…公募に応募する旨、応募法人名称、連絡先、建設予定地、建物構造、定員、駐車場台数、送迎時の対応、 音に対する取り組み、施設計画の配置図など
- *2…地域役職者及び建設予定地の敷地境界線から15メートル以下の範囲内にその全部又は一部がある土地に存する建築物の所有者及び居住者(その土地に建築物が存しない場合にあっては、その土地の所有者)
 - <u>※設置・運営者として決定した後も近隣住民等への説明は必要です。説明内容等の詳細については改めてお知らせします。</u>

10 施設名称について

施設名称は、市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設に同一の名称が無いことを要件とします。また、既存施設と混同するような紛らわしい施設名称であると本市が判断した場合には、本市の指導に従って施設名称を変更していただきます。

第5 公募に関して

1 設置・運営者決定までの流れ(例)



- ※厚生労働省からの内示通知時期については、令和2年度の実績をもとに6月頃の予定としておりますが、 変更の可能性があります。設計契約等の手続きを行う前には必ず事業企画課までご連絡ください。
- ※実施設計費、土地賃借料については、厚生労働省からの内示後に契約したものについてのみ補助金の対象経費となります。

2 土地相談

(1)土地相談

期限: 令和 2 年 12 月 18 日(金)午後 5 時まで

申請を希望される場合は、こども未来局事業企画課職員による事前の現地確認を行いますので、必ず事前の土地相談を行ってください。

- ※相談方法はE-Mail等で構いません。申請予定地の概要等をお知らせください。
- ※上記期限までに相談がなかった土地については、申請を受け付けませんのでご注意ください。
- ※地域への説明の前に必ず「こども未来局事業企画課」に連絡をしてください。

3 事前協議

(1)事前協議書提出

提出期限:<u>令和 3 年 1 月 15 日(金)午後 5 時まで</u>に下記の書類を提出してください。(リングファイルで1部)

- ※地域への説明について、上記提出期限までにこの要項で規定する範囲の説明を終え、説明内容を事前 協議資料の内容に反映させた上でご提出ください。
- ※事前協議は書類審査や決定の可否を行うものではありません。申請までに修正は可能です。
- ※申請を希望される場合は、必ず事前協議にお越しください。
- ※来庁される場合は、必ず、事前に電話にて予約を取ってください。

番号	提出書類等	備考
1	保育所運営計画	様式6
2	全体的な計画	
3	年間指導計画	
4	平面図	
5	資金計画書	様式 11
6	工事費、設計費、備品購入費等の概 算見積書(中明細程度)	
7	指摘事項改善状況報告書	直近1年間の保育所の公募において、不選定となった 法人のみ(任意様式)

4 応募書類

応募にあたっては、次の書類を提出していただきます。(提出部数:正本1部、副本 15 部)

番号	提出書類等	備考	書類		
運営	運営法人について				
1	保育所設置·運営希望者申込書	様式1	A4縦(片面)		
2	法人の概要	様式2	A4縦(両面)		
3	履歴書(設置者)	様式3	A4縦(片面)		
4	保育所運営の希望理由	様式4	A4縦(片面)		
5	定款又は寄付行為	既設法人の場合のみ	A4縦(両面)		
6	登記事項証明書(法人)	原本1部、写し 15 部(両面)	A4縦		
7	施設監査結果報告書(直近5年分)	保育施設を運営している事業者のみ。 ※対象施設について別添資料参照	A4縦(両面)		
8	教育·保育施設等事故報告書 (直近1年分)	令和元年度に、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成27年2月16日)」に定める重大事故に該当する事故があった施設がある場合(全施設)	A4縦(両面)		
9	団体の概要がわかる資料	運営している保育施設のパンフレット等	(両面)		
事業	計画について				
10	履歴書(施設長)	様式5	A4縱(両面)		
11	保育所運営計画	様式6	A4縦(両面)		
12	全体的な計画		A3横(片面)		
13	年間指導計画		A3横(片面)		
14	保育に関する動画の概要資料	様式7 ※保育施設を運営している事業者のみ。	A4縦(両面)		
	上記 DVD	ケース又はファイルに入れて4部提出 ※DVDに事業者名を記載			
15	その他マニュアル	虐待対策、安全対策、給食・アレルギー等に 関するマニュアルを添付	A4縦(両面)		
保育	所の整備場所・施設整備計画について 				
16	位置図·周辺状況	様式8	A3横(片面)		
17	施設概要調書	様式9	A4縦(両面)		
18	配置図、平面図、立面図	最低基準を確認できるような内容のもので あること(内法面積、受入人数の記載)	A3横(片面)		
19	土地に関する書類 (登記事項全部証明書、字図)	原本1部、写し 15 部(両面)			
20	土地(建物)・売渡(貸付)証明書	参考様式1(所有者名での証明書)	A4縦(片面)		
21	開設までのスケジュール		A3横(片面)		
22	建築基準法等適合状況報告書	様式 10			
財務	財務状況・資金計画について				
23	資金計画書 (借入がある場合は、償還計画書を添付)	様式 11	A4縦(両面)		
24	資金収支予算見込書	様式 12	A4縦(片面)		
25	人件費内訳書	様式 13	A4縦(片面)		
26	残高証明書等自己資金額を証明できる 書類(3か月以内)	複数の口座がある場合は一覧表を添付 ※証明日を同一とすること	A4縦(片面)		
27	工事費、設計費、備品購入費等の 概算員積書(中明細程度)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	A4(両面)		
28	法人の決算関係書類 (直近3年分)	法人全体の決算書 (事業区分、拠点区分は提出不要)	A4縦(両面)		

- ※福岡市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。
- ※応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4 版縦型・横書き、両面で作成してください。(詳細は一覧参照)
- ※位置図・周辺状況については、カラーで印刷してください。
- ※応募書類については、番号ごとにインデックスを付けた仕切紙を挟んでください。
- ※マニュアルを複数添付される場合は、インデックスを付けた仕切紙を挟んでください。
- ※決算書類については、年ごとにインデックスをつけた仕切紙を挟んでください。
- ※複数施設について応募される場合は、1つのファイルにまとめた上で、施設毎に異なる資料(施設 長の履歴書等)については、インデックスでいずれの施設かわかるようにしてください。
- ※1部毎A4縦リングファイルに綴り、表紙・背表紙に下記のとおり表示ください。

保育所設置·運営希望申込書(法人名)

- ※原本のファイルには、「原本」と表示すること。
- ※応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ※福岡市は、設置・運営者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものと します。また、応募書類等は返却しません。
- ※応募内容については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公開する場合があります。原 則として全て公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するものについては、 非公開とします。
- ※開設時期など、応募内容については、原則変更を認めませんが、福岡市と協議の上変更していた だく場合があります。

5 高齢者介護事業所等との併設

保育所と高齢者介護事業所等(デイサービスや認知症高齢者グループホーム等)の併設による整備を ご検討される場合は、事業企画課と下記にご相談ください。

【相談窓口】 保健福祉局高齢社会部介護保険課(福岡市役所本庁舎12階) TEL 092-733-5452

6 認定こども園

今回の申込みにあわせて認定こども園の新設を希望される場合は、事前にご相談ください。

第6 設置・運営者の決定等

1 設置・運営者の決定時期

令和3年4月頃(予定)

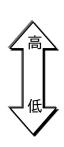
2 設置・運営者の選定方法等

(1)設置・運営者の選定方法

- ①「福岡市こども・子育て審議会教育・保育施設等認可・確認専門部会」の審議を経て、市が選定します。
- ②選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行います。
- ③選定の結果、該当者なしとする場合があります。

(2)補助対象事業の採択方法

- ①下表の通り、公募対象地域ごとの優先度を定め、優先度が高い地域から採択します。
- ②同一エリアにおいて複数申請があった場合、中心とする小学校区(☆)における事業を優先します。
- ③同一優先度の中で、どの事業を採択するかは専門部会の採点結果を基に決定します。
- ※予算の範囲内において事業を採択します。
- ※整備予定地が近接して複数の申請があった場合、近接した予定地で申請した事業の中から1事業の みを採択する可能性があります。
- ※補助金が少額の場合等は、上記に関わらず採択する可能性があります。



優先度	エリア名	対象小学校区
^	エリア I	☆照葉北
A	エリアⅡ	☆平尾
	エリアⅢ	☆室見、☆原、高取
В	エリアIV	☆南当仁、鳥飼、草ヶ江
	エリアV	☆塩原、宮竹

※☆は中心とする小学校区

3 選定における評価項目

- (1)運営法人…法人の概要・保育所運営希望理由、保育事業の実績など
- (2)事業計画…施設長の資質、運営方針、保育目標、保育理念、保育計画、保育内容の具体的展開、 障がい児保育、こどもの虐待対策、安全に対する取組み、給食・衛生管理、地域との関わり・送 迎時の対応・騒音対策等、職員採用計画等、職員研修計画など
- (3)保育所の整備場所・施設整備計画…施設整備計画など
- (4)財務状況·資金計画

4 結果通知

応募者全員に文書で結果を通知します。

5 設置・運営者決定の取り消し等

- (1)保育需要や待機児童の状況等から設置・運営者と協議の上、決定を取り消すことがあります。
- (2)設置・運営者の資金計画において、国及び市等の建設経費の助成を見込んでいる場合、設置・運営者の 責によらない事由により建設経費の助成が受けられないときは、設置・運営者からの申し出により、決定を取り消すことがあります。
- (3)本市と設置・運営者で協議の上、保育所の設置・運営が困難と本市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。
- (4)設置・運営者から設置不可となった旨の届出がなされた場合で、本市が認めた場合は、決定を取り消すことがあります。
- (5)施設長予定者については、公募申請後の変更は認められません。変更された場合は、選定した後であっても、結果を取り消し、設置・運営者を失格とします。また、開設後数年間は施設長の変更は、原則認められません。
- (6)下記に該当する場合、専門部会による審議を行うことなく設置・運営者を失格とします。また、選定結果 通知後に下記に該当することが判明した場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、設置・ 運営者を失格とします。
 - ①設置・運営者の決定の前後に、設置・運営者が「福岡市こども・子育て審議会教育・保育施設等認可・確認専門部会委員」に直接・間接を問わず故意に連絡を求め、又は接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
 - ②応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合。
 - ③応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合
 - ・重要事項(整備場所、施設構造、施設規模、階数、定員、開設時期、施設名称、資金贈与者)を本市の 承諾なく変更した場合。(重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。)
 - ・預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
 - ・建設用地または賃貸物件について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認された場合。
 - ④設置・運営者が運営している既存の保育施設等において、不適切な保育が行われていると本市が 認めた場合。
 - ⑤上記のほか、本市の再三の指導に応じないなど、本市が不適切と認めた場合。

※福岡市暴力団排除条例(以下、「市暴排条例」という。)第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者及び市暴排条例に反する行為を行う者は一切応募できません。これに違反していることが判明した場合は、専門部会による審議を行なうことなく設置・運営者を失格とします。なお、設置・運営者については、運営法人の役員(理事・監事等)全てについて、福岡県警本部組織犯罪対策課へ暴力団組員の有無に関する照会を行う場合があります。

また、設置・運営者として決定された後に、暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にあると認められた場合や市暴排条例に反する行為が発覚した場合は、決定の取消しを行います。更に、決定の取消し内容により、補助金等の返還を命じる場合があります。

第7 その他

1 留意事項

- (1)工事は補助金を活用して実施するため、市の入札参加資格者から選定した業者を指名して入札を執行 し契約するなど市の契約手続きに準拠した取り扱いとします。
- (2)工事全般にわたり、騒音、振動等環境対策並びに他工事との工程調整等に十分配慮し、事業者の責任において対策を講じることとします。
- (3)工事にあたっては、事業者において、関係車両等の出入りに伴う安全・環境対策や道路の維持管理費用等を負担していただく必要があります。
- (4)提案の実施にあたっての関係機関・団体との調整については、事業者の責任において行うこととします。
- (5)計画にあたっては、建築基準法等による制限について各所管課と的確に協議を行い、法令等の順守を行ってください。

2 公共施設の設置等

(1)道路

車両出入り口の設置にあたっては、本市と協議が必要になる場合があります。

(2)下水道施設

下水道施設取り出し口については、本市と協議が必要です。

また、下水道施設は分流式とし、「福岡市開発技術マニュアル」に準拠し、計画してください。

「福岡市開発技術マニュアル」は、下記ホームページをご参照ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/1860/1/4_03_gijutsumanual_P115-154.pdf?20200409130912

(3)水道施設

水道施設の取り出し口については、本市と協議が必要です。

また、水道施設は、「福岡市開発技術マニュアル」に準拠し、計画するとともに、水の有効利用について、「福岡市節水推進条例」等に従って必要な策を講じてください。

「福岡市節水推進条例」は、下記ホームページをご参照ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/kanri/hp/regulations.html

(4) 電力・通信・ガス等

電線類(電力・電話・ケーブルテレビ等)及びガス類については、供給事業者と協議が必要です。